

大規模小売店舗の施設の配置及び運営の変更について（お知らせ）

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく施設の配置及び運営方法の変更に関する届出について、同法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、下記の掲示をもって変更内容をお知らせします。

●変更内容について

店舗名称	万惣高屋店			
所在地	東広島市高屋町大字松山229番の1外			
建物設置者	株式会社万惣 代表取締役 山本 誠			
変更事項	(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
	変更事項	変更前	変更後	備考
	①店舗面積	2,566㎡	1,905㎡	
	②荷さば施設の位置・面積	2か所・180㎡	2か所・114㎡	建物西側にあった荷さばき施設を店頭に移設します
	③廃棄物保管施設の位置・容量	4か所・47㎡	3か所・15㎡	屋外にあった廃棄物保管施設を建物内に移設します
変更事項	(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項			
	変更事項	変更前	変更後	備考
	①駐車場出入口の数	3か所	2か所	
	②荷さばき施設の利用時間帯	西側 4時～20時 東側 6時～20時	西側 3時～8時30分 東側 6時～20時	夜間早朝の荷さばき作業は建物西側店頭で行います
変更年月日	令和6年11月29日 ※届出上の記載日につき変更になる場合があります。			
変更する理由	店舗の改装を行うため			
掲示責任者及び連絡先	株式会社万惣 立地開発部 村岡 TEL (082) 941-5566			

●届出書の縦覧と意見書の提出について

届出書	縦覧期間	令和6年5月1日（水）から令和6年9月2日（月）まで （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）
	縦覧場所	東広島市産業部 産業振興課
意見書	提出期限	令和6年9月2日まで
	提出先	東広島市産業部 産業振興課
届出書の縦覧及び意見書の提出に関するお問い合わせ先		東広島市産業部 産業振興課 地域産業支援係 東広島市西条栄町8-29 TEL (082) 420-0921

●建物配置図（変更後）

